

# 帯広市国民保護計画について

## 1 国民保護計画とは

平成16年9月の国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、以下「法」という。）の施行により、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられた。

この計画は、外国からの武力攻撃やテロなどが発生した際に、国の指針等に基づき、市が国・都道府県・他の市町村・関係機関等と連携・協力して迅速かつ的確に住民の避難や救援、武力攻撃への対処などを行うことができるように、あらかじめ定めるもの。

## 2 経過

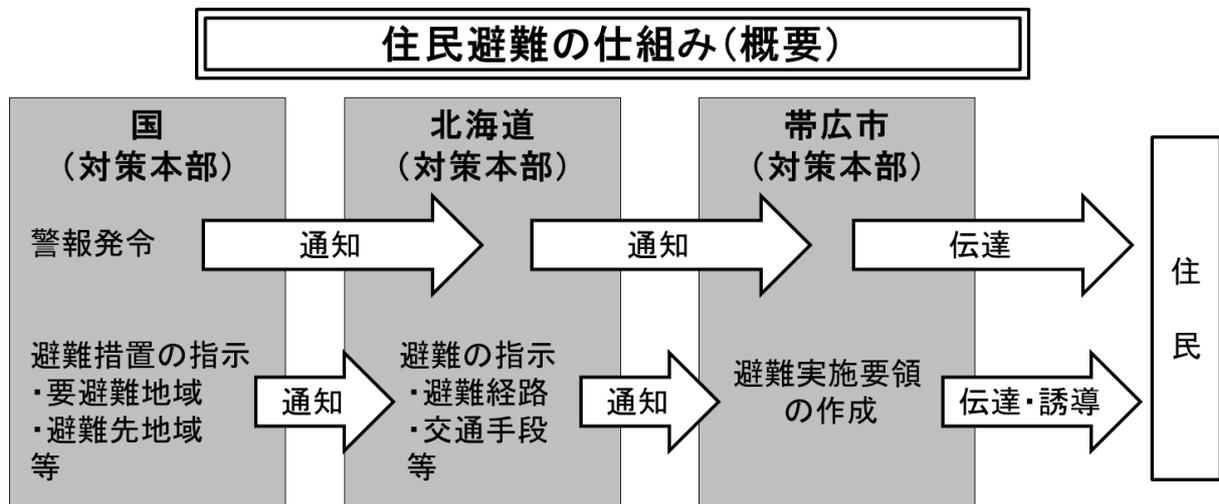
平成17年3月に閣議決定された「国民保護に関する基本指針」に基づき、平成18年1月に「北海道国民保護計画」が策定された。

本市においては、国の指針等を踏まえ、平成18年9月以降、4回の国民保護協議会を開催し、平成19年3月に「帯広市国民保護計画」を策定し、現在に至る

## 3 帯広市国民保護計画の概要

弾道ミサイルなどの武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態などを想定し、平時からの備えや武力攻撃事態等への対処などについて、市の役割を網羅的に記載している。

国民の保護に関する措置は「住民の避難」「避難住民の救援」「武力攻撃災害への対処」の3つの柱となっており、国、都道府県、市町村、関係機関が連携して実施することとなるが、市においては特に住民の安全を確保する「住民の避難」について役割が大きい。（下図参照）



## 4 帯広市国民保護計画の変更に関する手続き (スケジュール)

- ・ 帯広市国民保護協議会への諮問、協議会からの答申
- ・ 北海道知事への変更協議
- ・ 北海道知事からの回答を踏まえ、変更決定
- ・ 市議会への報告、公表